

【齋場控え】

受付日 令和 ○年 ×月 △日 (□)

墓地使用許可申請書	提出		未提出	
住民票謄本 世帯全員、発行1か月以内	提出		未提出	
墓地の使用許可に関する誓約書	太枠内は記入しないでください		未提出	
暴力団等反社会的勢力でないことに関する確認書			未提出	
墓地永代使用料			【管内】 350,000円 【管外】 413,000円	
墓地管理料	6,000 円			
備考				
			受付	

墓 地 使 用 許 可 申 請 書 （ 一 般 墓 地 ）			
		申請日 ○ 年 × 月 △ 日	
さしま環境管理事務組合 管 理 者 様			
住 所		〒306-0404 茨城県猿島郡境町長井戸1746	
申 請 人	氏 名	環 境 太 郎	
	連 絡 先	080-××××-××××	
さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例、同施行規則及びこれらに基づく指示を守りますから、下記のとおり墓地の使用を許可くださるよう申請します。			
使 用 者	氏 名	フリガナ) カンキョウ タロウ 環 境 太 郎	連絡先 自宅) 0280-87-0619 携帯) 080-××××-××××
	住 所	〒 306-0404 茨城県猿島郡境町長井戸1746	
	本 籍	〒 306-0404 茨城県猿島郡境町長井戸1746	希望墓地に ✓
申請する墓地		清水丘聖地霊園 第一霊園 一 般 墓 地 ☐	清水丘聖地霊園 第二霊園 一 般 墓 地 ☒
希 望 墓 地 番 号		記入しない	受付番号 —
添 付 書 類		☐ 使用者の住民票（謄本） ☐ 墓地の使用許可申請に関する誓約書 ☐ 暴力団等反社会的勢力でないことに関する確認書 太枠内は記入しない	
許 可 年 月 日		年 月 日	許 可 番 号 —

記入例（一般墓地）

墓地の使用許可申請に関する誓約書

○ 年 × 月 △ 日

さしま環境管理事務組合
管 理 者 様

私は、「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）及び「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例施行規則」（以下「規則」という。）に定められている規定を遵守するとともに、以下の全ての同意事項につき、十分理解したうえで、申請することをここに誓約いたします。なお、この同意事項に違反したときは、墓地使用権の取消処分を受けてもかまいません。

住 所 〒 306-0404 (墓地使用者本人の住所)
茨城県猿島郡境町長井戸 1746

氏 名 (フリガナ)
(自 署) 環境 太郎 (墓地使用者本人の名前)

連絡先
(自宅) 0280-87-0619 (墓地使用者本人の番号)

(携 帯) 080..... (墓地使用者本人の番号)

番号	同 意 事 項	チェック欄 ※同意しましたか。
①	申請にあたっては争いが起きないように、親族間で十分に話し合いを行ってください。また、申請以降に争いが起きた場合は、使用者が自己責任において解決することとし、組合は一切関与しません。	☒ はい
②	申請者は、申請資格要件すべてに該当している必要があります。後に、該当していないことが発覚した場合は、使用許可は取消されます。	☒ はい
③	一般墓地の使用権を第三者に譲渡、又は転貸することはできません。	☒ はい
④	納入した使用料の還付については、裏面に記載のとおり、条例及び規則に基づき行われます。	☒ はい

裏面に続く

記入例（一般墓地）

⑤	使用料の支払いは一括払いとなります。期間内に支払われない場合は使用許可が取り消されます。	☒ はい
⑥	墓地の使用期間内に住所の変更や使用許可の承継等、申請内容に変更が生じた場合は速やかに手続きを行ってください。	☒ はい
⑦	毎年発生する年間管理料を3年以上滞納した場合は、使用許可が取り消されます。	☒ はい
⑧	使用許可が取り消された場合は、速やかに墓地の墓碑等を撤去し原状回復してください。その際の費用は使用者の負担です。	☒ はい

【参考】納入した使用料の還付割合について

「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例」※一部抜粋
(使用料等の還付)

第14条 既に納付された使用料及び管理料は還付しない。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、その一部を還付できるものとする。

「さしま環境管理事務組合営霊園の設置及び管理に関する条例施行規則」※一部抜粋
(使用料の還付)

第18条第1項 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付の額は、使用者が使用許可を受けた日から3年以内に未使用の墓地を返還した場合に限り、既納の使用料の半額とする。

委任状

さしま環境管理事務組合

管理者 橋 本 正 裕 様

私は、清水丘聖地霊園の申し込みに際し、下記の者を代理人と定め、上記申し込みに関する一切の権限を委任いたします。

令和 ○年 △月 ×日

委任者住所 茨城県猿島郡境町長井戸 1746

氏名 環境 太郎 印

代理人住所 代理で申請するかたの住所

氏名 代理で申請するかたの名前印

※申込当日に申請者ご本人が来場することができない場合は、代理のかたでも申し込むことができます。その際は委任状（この用紙）に委任者（申請者ご本人）・代理の方の住所、氏名をご記入いただき、提出をしてください。